## 電気通信大学UECプライム規程

制定 令和5年9月26日規程第36号

(設置)

第1条 電気通信大学(以下「本学」という。)に、産業界をはじめとする多様なステーク ホルダーとの連携を通じて、大学の知の社会実装と高度人材の輩出に向けた産学官連携 の好循環を実現することを目的として、産学官連携会員組織「UECプライム」(以下「本 組織」という。)を設置する。

(事業内容)

- 第2条 本学は、本組織の会員に対して、多様な協働・共創の場の提供に資する各種サービスを提供する。
- 2 会員資格、提供するサービス等の詳細については別に定める。 (運営委員会)
- 第3条 本学に、会員に対する対外的な窓口を一本化し、一元的なサービス等の提供を行う ため、別に定める学内関連部署から選出された者で構成する「UECプライム運営委員会」 (以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の主査は、産学官連携センター長をもって充て、委員会の業務を統括する。 (事務局)
- 第4条 本組織の事務局は、電気通信大学産学官連携センター産学官連携支援部門が担う。 (雑則)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。